第十二条第二項中「次の」の下に「各号の」を加え、同項第一号中「法第十八条の十三第二項又は法」を「第十八条の十三第二項又は」に改め、同項第四号中「の要件を満たさなくなつた」を「に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつた」に改め、同項第七号中「特区法施行令第八条第一項又は第二項（第七号」を「第二十条の五第一項又は第二項（第四号」に、「指定」を「指定地域試験機関の指定」に改める。

第十三条第一項中「法第十八条の十第一項、法」を「第十八条の十第一項、」に、「若しくは法」を「若しくは」に改める。

第十六条中「保育士の登録」を「法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（以下「保育士登録」という。）」に、「その者が同条第一号に該当する場合は住所地の都道府県知事に、同条第二号に該当する場合は当該保育士試験を行つた都道府県知事（指定試験機関が行つた保育士試験を受けた場合にあつては、当該保育士試験の実施に関する事務の全部又は一部を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第十八条の六第一号に該当する場合　住所地の都道府県知事

二　法第十八条の六第二号に該当する場合　当該保育士試験を行つた都道府県知事（当該保育士試験が指定試験機関の行つたものである場合にあつては、当該保育士試験の実施に関する事務の全部又は一部を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事）

三　法第十八条の六第三号に該当する場合　当該地域限定保育士登録を行つた都道府県知事（当該地域限定保育士登録が指定都市の長の行つたものである場合にあつては、当該指定都市を包括する都道府県の知事）

第十七条第一項中「（以下「登録証」という。）」を削り、「、登録証」を「、保育士登録証」に改め、同条第二項中「登録証」を「保育士登録証」に、「登録を」を「保育士登録を」に改める。

第十八条第一項中「登録証」を「保育士登録証」に改め、同条第二項中「登録」を「保育士登録」に改め、同条第三項中「登録証」を「保育士登録証」に改め、同条第四項中「登録証」を「保育士登録証」に、「登録を」を「保育士登録を」に改める。

第十九条中「登録を」を「保育士登録を」に、「登録証」を「保育士登録証」に改める。

第二十条中「登録」を「保育士登録」に改める。

第二章中第二十条の次に次の一節及び節名を加える。

第二節　保育士の不足に対応するための措置

第二十条の二　法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録（以下「地域限定保育士登録」という。）を受けようとする者は、申請書に同条第一項に規定する地域限定保育士試験（以下「地域限定保育士試験」という。）に合格したことを証する書類を添え、当該地域限定保育士試験を行つた法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の長（指定地域試験機関が行つた地域限定保育士試験を受けた場合にあつては、当該地域限定保育士試験の実施に関する事務の全部又は一部を当該指定地域試験機関に行わせることとした認定地方公共団体の長）に提出しなければならない。

第二十条の三　認定地方公共団体の長は、法第十八条の三十一第一項の地域限定保育士試験委員を選任しようとするときは、内閣府令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

第二十条の四　指定地域試験機関の指定は、内閣府令で定めるところにより、法第十八条の三十二第一項に規定する地域試験事務（以下「地域試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

認定地方公共団体の長は、前項の申請が次の各号（申請者が一般社団法人又は一般財団法人である場合にあつては、第三号を除く。）に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときでなければ、指定地域試験機関の指定をしてはならない。

一　職員、設備、地域試験事務の実施の方法その他の事項についての地域試験事務の実施に関する計画が、地域試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二　前号の地域試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三　申請者の役員又は構成員の構成が、地域試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

認定地方公共団体の長は、第一項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定地域試験機関の指定をしてはならない。

一　申請者が、法人以外の者であること。

二　申請者が、その行う地域試験事務以外の業務により地域試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三　申請者が、第十二条第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定試験機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四　申請者が、次条の規定により指定地域試験機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五　申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ　法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ　法第十八条の十第二項（法第十八条の三十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第二十条の五　認定地方公共団体の長は、指定地域試験機関が前条第三項各号（第三号及び第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

認定地方公共団体の長は、指定地域試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて地域試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　法第十八条の三十二第四項において準用する法第十八条の十第二項（法第十八条の三十二第四項において準用する法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二項又は第十八条の十五の規定による命令に違反したとき。

二　法第十八条の三十二第四項において準用する法第十八条の十一第一項又は第十八条の十四の規定に違反したとき。

三　法第十八条の三十二第四項において準用する法第十八条の十三第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで地域試験事務を行つたとき。

四　第十二条第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定試験機関の指定を取り消されたとき。